

必要書類

【家庭的保育事業】

- ①事業の認可を受けたことを証する書類
- ②各事業の用に供していることがわかる書類
- ③事業面積が確認できる図面等

【企業主導型保育事業】

- ①企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けたことを証する書類
- ②企業主導型保育事業の用に供していることが確認できる書類
- ③事業面積が確認できる図面等
- ④賃借の場合、無償で借り受けていることが確認できる書類

【先端設備】

・法人が申告する場合

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書（写し）
- ②先端設備等導入計画の認定書（写し）
- ③工業会証明書（写し）
（※下記は事業用家屋の場合に必要）
- ④建築確認済証(写し)
- ⑤建物の見取り図（写し）
- ⑥先端設備の購入契約書（写し）

・リース会社が申告する場合

（ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合）

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書（写し）
- ②先端設備等導入計画の認定書（写し）
- ③工業会証明書（写し）
- ④リース契約見積書（写し）
- ⑤リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し）
（※下記は事業用家屋の場合に必要）
- ⑥建築確認済証(写し)
- ⑦建物の見取り図（写し）
- ⑧先端設備の購入契約書（写し）